

自動車損害賠償責任保険
後遺障害認定等級に対する異議申立書

令和5年 [REDACTED]

損害保険料率算出機構 御中

〒453-0015

名古屋市中村区椿町 7-20 恒川ビル 5階
にわ法律事務所

弁護士 丹 羽 洋 典

電話 052-459-5515 ファックス 052-459-5516

過日、貴機構より通知がなされた下記被害者の後遺障害の等級認定結果について
次のとおり異議申立をいたします。

保 險 者 [REDACTED]

証明書番号 [REDACTED]

事 故 日 時 令和4年 [REDACTED] [REDACTED]

発 生 場 所 愛知県 [REDACTED] 先路線上（その他市道）

加 害 者 氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

住 所 愛知県 [REDACTED]

被 害 者 氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

住 所 愛知県 [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

異議申立の趣旨

被害者の本件事故による頸部痛及び腰痛の症状については、それぞれ自賠法施行令別表第二第14級9号に該当し、併合第14級となる。

との判断を求める。

異議申立の理由

第1 等級認定結果について

■■■■■■■■■■ 保険株式会社作成令和5年■■■■■■■■■■ 付「自動車損害賠償責任保険お支払不能のご通知」別紙によれば、被害者の頸部痛及び腰痛の各症状につき、後遺障害には該当しないものと判断された。

しかし、以下に詳述するとおり、被害者の各症状は、受傷時の状態や治療の経過などから連続性・一貫性が認められ、医学的に説明可能な症状であり、単なる故意の誇張ではないと医学的に推定されるものといえ、自動車損害賠償保障法上の後遺障害に該当する。

第2 事故態様及び受傷機転について

被害者は本件事故日、自家用普通乗用自動車を運転中、左方駐車場から突然進路前方に進入してきた加害者運転自家用普通乗用自動車から衝突を受けた。

その衝撃により、被害者は、上半身を前後に大きく揺さぶられると共に腰部を強く圧迫された。また、その際に頸部をヘッドレストで強打した。この一連の身体への衝撃により、被害者の頸部及び腰部は過伸展・過屈曲した。

第3 被害者の自覚症状（以下「本件後遺障害」という。後遺障害診断書、報告書）

被害者は、本件事故により頸部及び腰部挫傷等と診断され、約8か月間の通院加療を続けたが、令和5年4月28日の症状固定後も頸部痛及び腰痛の症状が残存した。

第4 症状の一貫性・連続性（診断書、診療報酬明細書、施術証明書）

被害者は、本件事故後、■■■■■■■■■■ において、頸髄損傷、第4腰椎椎体骨折、頸・腰部・左肩打撲傷、右手関節部打撲傷と診断され、事故日から症状固定日である令和5年■■■■■■■■■■ までの約8か月にわたり、同院に入院62日・通院54日、■■■■■■■■■■ 整形外科に2日間、一貫・連続してそれぞれ入通院治療を行った（入院日数のべ62日・通院日数のべ56日）。

- (3) 医師からは再度頸部に強い衝撃が加わると半身不随になるほどの重度の障害を負いかねないと指導されているため、日常的な運動も十分できなくなった。
- (4) 長時間の運転が困難になったため、遠出ができなくなり、外出の頻度が低下し行動範囲が狭まった。

第7 結論

以上のとおり、本件各後遺障害は、画像所見により、これを裏付けることが可能であり、かつ、頸部及び腰部を過伸展・過屈曲したという受傷態様、受傷当初からの訴え及び通院加療経過の一貫性・連続性も認められるのであるから、本件後遺障害は、医学的に説明可能な症状であり、単なる故意の誇張ではないと医学的に推定できる。

そして、本件事故後1年2か月を経過した現在においても症状が残存しているため、本件各後遺障害は将来においても回復困難と考えられるため、「局部に神経症状を残すもの」として、それぞれ自賠法施行令別表第二第14級9号に該当する。

以上